

8 関係法令と各種届出等

(1) 安全衛生管理体制と関係の届出

社会福祉施設においては、その規模（事業場の労働者数）に応じて、次の表のとおり、安全衛生関係の管理者等を選任するとともに、必要により所轄労働基準監督署に選任届を提出しなければなりません。

	1人 ～9人	10人 ～49人	50人 ～999人	1000人～	選任報告必要 の有無
総括安全衛生管理者				○	◎
安全管理者					
衛生管理者			○	○	◎
産業医			○	○	◎
安全衛生推進者					
衛生推進者		○			
安全委員会					
衛生委員会			○	○	

(注 1) 網かけ部分は、業種・規模により適用のあるところです。

(注 2) ○又は◎は、社会福祉施設で該当のある部分です。

(2) 労働者死傷病報告等の提出

○ 労働者死傷病報告（労働安全衛生規則第 97 条）

次の場合に、事業者は遅滞なく「労働者死傷病報告」を所轄労働基準監督署に提出しなければなりません。

- ① 労働者が、労働災害により死亡又は休業したとき
- ② 労働者が、就業中における負傷、窒息又は急性中毒により死亡又は休業したとき
- ③ 労働者が、事業場内若しくはその附属建設物内における負傷、窒息又は急性中毒により死亡又は休業したとき

○ 事故報告（労働安全衛生規則第 96 条）

事業者は、「事業場又はその附属建設物内で、火災、爆発事故が発生した場合」など労働安全衛生規則で示された事故が発生した場合は、労働者の負傷等がなくても、遅滞なく、「事故報告書」を所轄労働基準監督署長に提出しなければなりません。

(3) 関係法令

○ 総括安全衛生管理者

令 2 条一号の業種では規模 100 人以上、同二号の業種では規模 300 人以上、同三号の業種では規模 1000 人以上で選任が必要です。

【労働安全衛生法】

(総括安全衛生管理者)

第 10 条 事業者は、政令で定める規模の事業場ごとに、厚生労働省令で定めるところにより、総括安全衛生管理者を選任し、その者に安全管理者、衛生管理者又は第 25 条の 2 第 2 項の規定により技術的事項を管理する者の指揮をさせるとともに、次の業務を統括管理させなければならない。

- 一 労働者の危険又は健康障害を防止するための措置に関すること。
 - 二 労働者の安全又は衛生のための教育の実施に関すること。
 - 三 健康診断の実施その他健康の保持増進のための措置に関すること。
 - 四 労働災害の原因の調査及び再発防止対策に関すること。
 - 五 前各号に掲げるもののほか、労働災害を防止するため必要な業務で、厚生労働省令で定めるもの。
- 2 総括安全衛生管理者は、当該事業場においてその事業の実施を統括管理する者をもつて充てなければならない。
- 3 都道府県労働局長は、労働災害を防止するため必要があると認めるときは、総括安全衛生管理者の業務の執行について事業者に勧告することができる。

【労働安全衛生法施行令】

(総括安全衛生管理者を選任すべき事業場)

第 2 条 労働安全衛生法（以下「法」という。）第 10 条第 1 項の政令で定める規模の事業場は、次の各号に掲げる業種の区分に応じ、常時当該各号に掲げる数以上の労働者を使用する事業場とする。

- 一 林業、鉱業、建設業、運送業及び清掃業 100 人
- 二 製造業（物の加工業を含む。）、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、家具・建具・じゅう器等卸売業、各種商品小売業、家具・建具・じゅう器小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、自動車整備業及び機械修理業 300 人
- 三 その他の業種 1,000 人

【労働安全衛生規則】

(総括安全衛生管理者が統括管理する業務)

第 3 条の 2 法第 10 条第 1 項第五号の厚生労働省令で定める業務は、次のとおりとする。

- 一 安全衛生に関する方針の表明に関すること。
- 二 法第 28 条の 2 第 1 項又は第 57 条の 3 第 1 項及び第 2 項の危険性又は有害性等の

調査及びその結果に基づき講ずる措置に関すること。

三 安全衛生に関する計画の作成、実施、評価及び改善に関するこ

(総括安全衛生管理者の選任)

第2条 法第10条第1項の規定による総括安全衛生管理者の選任は、総括安全衛生管理者を選任すべき事由が発生した日から14日以内に行なわなければならない。

2 事業者は、総括安全衛生管理者を選任したときは、遅滞なく、様式第三号（表面）（裏面）による報告書を、当該事業場の所在地を管轄する労働基準監督署長（以下「所轄労働基準監督署長」という。）に提出しなければならない。

○ 安全管理者

令2条一号、二号の業種で規模50人以上で選任が必要です。

【労働安全衛生法】

(安全管理者)

第11条 事業者は、政令で定める業種及び規模の事業場ごとに、厚生労働省令で定める資格を有する者のうちから、厚生労働省令で定めるところにより、安全管理者を選任し、その者に前条第1項各号の業務（第25条の2第2項の規定により技術的事項を管理する者を選任した場合においては、同条第1項各号の措置に該当するものを除く。）のうち安全に係る技術的事項を管理させなければならない。

2 労働基準監督署長は、労働災害を防止するため必要があると認めるときは、事業者に対し、安全管理者の増員又は解任を命ずることができる。

【労働安全衛生法施行令】

(安全管理者を選任すべき事業場)

第3条 法第11条第1項の政令で定める業種及び規模の事業場は、前条第一号又は第二号に掲げる業種の事業場で、常時50人以上の労働者を使用するものとする。

【労働安全衛生規則】

(安全管理者の選任)

第4条 法第11条第1項の規定による安全管理者の選任は、次に定めるところにより行なわなければならない。

- 一 安全管理者を選任すべき事由が発生した日から14日以内に選任すること。
- 二 その事業場に専属の者を選任すること。ただし、2人以上の安全管理者を選任する場合において、当該安全管理者の中に次条第二号に掲げる者がいるときは、当該者のうち1人については、この限りでない。

(略)

2 第2条第2項及び第3条の規定は、安全管理者について準用する。

(編注) 安全管理者選任届の提出

○ 衛生管理者

業種にかかわらず規模 50 人以上で選任が必要です。

【労働安全衛生法】

(衛生管理者)

第 12 条 事業者は、政令で定める規模の事業場ごとに、都道府県労働局長の免許を受けた者その他厚生労働省令で定める資格を有する者のうちから、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業場の業務の区分に応じて、衛生管理者を選任し、その者に第 10 条第 1 項各号の業務（第 25 条の 2 第 2 項の規定により技術的事項を管理する者を選任した場合においては、同条第一項各号の措置に該当するものを除く。）のうち衛生に係る技術的事項を管理させなければならない。

2 前条第 2 項の規定は、衛生管理者について準用する。

【労働安全衛生法施行令】

(衛生管理者を選任すべき事業場)

第 4 条 法第 12 条第 1 項の政令で定める規模の事業場は、常時 50 人以上の労働者を使用する事業場とする。

【労働安全衛生規則】

(衛生管理者の選任)

第 7 条 法第 12 条第 1 項の規定による衛生管理者の選任は、次に定めるところにより行わなければならない。

- 一 衛生管理者を選任すべき事由が発生した日から 14 日以内に選任すること。
- 二 その事業場に専属の者を選任すること。ただし、2 人以上の衛生管理者を選任する場合において、当該衛生管理者の中に第 10 条第三号に掲げる者がいるときは、当該者のうち 1 人については、この限りでない。

2 第 2 条第 2 項及び第 3 条の規定は、衛生管理者について準用する。

○ 安全衛生推進者、衛生推進者

令 2 条一号、二号の業種で規模 10~49 人で安全衛生推進者の選任が必要です。同三号の業種で規模 10~49 人では衛生推進者の選任が必要です。

【労働安全衛生法】

(安全衛生推進者等)

第 12 条の 2 事業者は、第 11 条第 1 項の事業場及び前条第 1 項の事業場以外の事業場で、厚生労働省令で定める規模のものごとに、厚生労働省令で定めるところにより、安全衛生推進者（第 11 条第 1 項の政令で定める業種以外の業種の事業場にあつては、衛生推進者）を選任し、その者に第 10 条第 1 項各号の業務（第 25 条の 2 第 2 項の規定により技術的事項を管理する者を選任した場合においては、同条第一項各号の措置に該当するものを除くものとし、第 11 条第 1 項の政令で定める業種以外の業種の事業場にあつては、衛生に係

る業務に限る。) を担当させなければならない。

【労働安全衛生規則】

(安全衛生推進者等を選任すべき事業場)

第 12 条の 2 法第 12 条の 2 の厚生労働省令で定める規模の事業場は、常時 10 人以上 50 人未満の労働者を使用する事業場とする。

○ 産業医

業種にかかわらず規模 50 人以上で選任が必要です。

【労働安全衛生法】

(産業医等)

第 13 条 事業者は、政令で定める規模の事業場ごとに、厚生労働省令で定めるところにより、医師のうちから産業医を選任し、その者に労働者の健康管理その他の厚生労働省令で定める事項（以下「労働者の健康管理等」という。）を行わせなければならない。

- 2 産業医は、労働者の健康管理等を行うのに必要な医学に関する知識について厚生労働省令で定める要件を備えた者でなければならない。
- 3 産業医は、労働者の健康を確保するため必要があると認めるときは、事業者に対し、労働者の健康管理等について必要な勧告をすることができる。
- 4 事業者は、前項の勧告を受けたときは、これを尊重しなければならない。

第 13 条の 2 事業者は、前条第 1 項の事業場以外の事業場については、労働者の健康管理等を行うのに必要な医学に関する知識を有する医師その他厚生労働省令で定める者に労働者の健康管理等の全部又は一部を行わせるように努めなければならない。

【労働安全衛生法施行令】

(産業医を選任すべき事業場)

第 5 条 法第 13 条第 1 項の政令で定める規模の事業場は、常時 50 人以上の労働者を使用する事業場とする。

【労働安全衛生規則】

(産業医の選任)

第 13 条 法第 13 条第 1 項の規定による産業医の選任は、次に定めるところにより行なわなければならない。

- 一 産業医を選任すべき事由が発生した日から十四日以内に選任すること。
- 二 常時 1000 人以上の労働者を使用する事業場又は次に掲げる業務に常時 500 人以上の労働者を従事させる事業場にあつては、その事業場に専属の者を選任すること。
(略)
- 三 常時 3000 人をこえる労働者を使用する事業場にあつては、2 人以上の産業医を選任

すること。

○ 安全委員会、衛生委員会、安全衛生委員会

令 8 条一号、二号の業種で規模それぞれ 50 人以上、100 人以上で安全委員会設置が必要。業種にかかわらず、規模 50 人以上では衛生委員会設置が必要。

【労働安全衛生法】

(安全委員会)

第 17 条 事業者は、政令で定める業種及び規模の事業場ごとに、次の事項を調査審議させ、事業者に対し意見を述べさせるため、安全委員会を設けなければならない。

- 一 労働者の危険を防止するための基本となるべき対策に関すること。
 - 二 労働災害の原因及び再発防止対策で、安全に係るものに関すること。
 - 三 前二号に掲げるもののほか、労働者の危険の防止に関する重要事項
- 2 安全委員会の委員は、次の者をもつて構成する。ただし、第一号の者である委員（以下「第一号の委員」という。）は、1 人とする。
 - 一 総括安全衛生管理者又は総括安全衛生管理者以外の者で当該事業場においてその事業の実施を統括管理するもの若しくはこれに準ずる者のうちから事業者が指名した者
 - 二 安全管理者のうちから事業者が指名した者
 - 三 当該事業場の労働者で、安全に関し経験を有するもののうちから事業者が指名した者
 - 3 安全委員会の議長は、第一号の委員がなるものとする。
 - 4 事業者は、第一号の委員以外の委員の半数については、当該事業場に労働者の過半数で組織する労働組合があるときにおいてはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がないときにおいては労働者の過半数を代表する者の推薦に基づき指名しなければならない。
 - 5 前二項の規定は、当該事業場の労働者の過半数で組織する労働組合との間における労働協約に別段の定めがあるときは、その限度において適用しない。

(衛生委員会)

第 18 条 事業者は、政令で定める規模の事業場ごとに、次の事項を調査審議させ、事業者に対し意見を述べさせるため、衛生委員会を設けなければならない。

- 一 労働者の健康障害を防止するための基本となるべき対策に関すること。
 - 二 労働者の健康の保持増進を図るための基本となるべき対策に関すること。
 - 三 労働災害の原因及び再発防止対策で、衛生に係るものに関すること。
 - 四 前三号に掲げるもののほか、労働者の健康障害の防止及び健康の保持増進に関する重要事項
- 2 衛生委員会の委員は、次の者をもつて構成する。ただし、第一号の者である委員は、1 人とする。
 - 一 総括安全衛生管理者又は総括安全衛生管理者以外の者で当該事業場においてその事業の実施を統括管理するもの若しくはこれに準ずる者のうちから事業者が指名した者

- 二 衛生管理者のうちから事業者が指名した者
- 三 産業医のうちから事業者が指名した者
- 四 当該事業場の労働者で、衛生に関し経験を有するもののうちから事業者が指名した者
- 3 事業者は、当該事業場の労働者で、作業環境測定を実施している作業環境測定士であるものを衛生委員会の委員として指名することができる。
- 4 前条第3項から第5項までの規定は、衛生委員会について準用する。この場合において、同条第3項及び第4項中「第一号の委員」とあるのは、「第18条第2項第一号の者である委員」と読み替えるものとする。

(安全衛生委員会)

- 第19条 事業者は、第17条及び前条の規定により安全委員会及び衛生委員会を設けなければならないときは、それぞれの委員会の設置に代えて、安全衛生委員会を設置することができる。
- 2 安全衛生委員会の委員は、次の者をもつて構成する。ただし、第一号の者である委員は、1人とする。
 - 一 総括安全衛生管理者又は総括安全衛生管理者以外の者で当該事業場においてその事業の実施を統括管理するもの若しくはこれに準ずる者のうちから事業者が指名した者
 - 二 安全管理者及び衛生管理者のうちから事業者が指名した者
 - 三 産業医のうちから事業者が指名した者
 - 四 当該事業場の労働者で、安全に関し経験を有するもののうちから事業者が指名した者
 - 五 当該事業場の労働者で、衛生に関し経験を有するもののうちから事業者が指名した者
 - 3 事業者は、当該事業場の労働者で、作業環境測定を実施している作業環境測定士であるものを安全衛生委員会の委員として指名することができる。
 - 4 第17条第3項から第5項までの規定は、安全衛生委員会について準用する。この場合において、同条第3項及び第4項中「第一号の委員」とあるのは、「第19条第2項第一号の者である委員」と読み替えるものとする。

【労働安全衛生法施行令】

(安全委員会を設けるべき事業場)

- 第8条 法第17条第1項の政令で定める業種及び規模の事業場は、次の各号に掲げる業種の区分に応じ、常時当該各号に掲げる数以上の労働者を使用する事業場とする。
- 一 林業、鉱業、建設業、製造業のうち木材・木製品製造業、化学工業、鉄鋼業、金属製品製造業及び輸送用機械器具製造業、運送業のうち道路貨物運送業及び港湾運送業、自動車整備業、機械修理業並びに清掃業 50人
 - 二 第2条第一号及び第二号に掲げる業種（前号に掲げる業種を除く。） 100人

(衛生委員会を設けるべき事業場)

- 第9条 法第18条第1項の政令で定める規模の事業場は、常時50人以上の労働者を使用す

る事業場とする。

【労働安全衛生規則】

(安全委員会の付議事項)

第 21 条 法第 17 条第 1 項第三号の労働者の危険の防止に関する重要事項には、次の事項が含まれるものとする。

- 一 安全に関する規程の作成に関すること。
- 二 法第 28 条の 2 第 1 項又は第 57 条の 3 第 1 項及び第 2 項の危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置のうち、安全に係るものに関すること。
- 三 安全衛生に関する計画(安全に係る部分に限る。)の作成、実施、評価及び改善に関すること。
- 四 安全教育の実施計画の作成に関すること。
- 五 厚生労働大臣、都道府県労働局長、労働基準監督署長、労働基準監督官又は産業安全専門官から文書により命令、指示、勧告又は指導を受けた事項のうち、労働者の危険の防止に関すること。

(衛生委員会の付議事項)

第 22 条 法第 18 条第一項第四号の労働者の健康障害の防止及び健康の保持増進に関する重要事項には、次の事項が含まれるものとする。

- 一 衛生に関する規程の作成に関すること。
- 二 法第 28 条の 2 第 1 項又は第 57 条の 3 第 1 項及び第 2 項の危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置のうち、衛生に係るものに関すること。
- 三 安全衛生に関する計画(衛生に係る部分に限る。)の作成、実施、評価及び改善に関すること。
- 四 衛生教育の実施計画の作成に関すること。
- 五 法第 57 条の 4 第 1 項及び第 57 条の 5 第 1 項の規定により行われる有害性の調査並びにその結果に対する対策の樹立に関すること。
- 六 法第 65 条第 1 項又は第 5 項の規定により行われる作業環境測定の結果及びその結果の評価に基づく対策の樹立に関すること。
- 七 定期に行われる健康診断、法第 66 条第 4 項の規定による指示を受けて行われる臨時の健康診断及び法に基づく他の省令の規定に基づいて行われる医師の診断、診察又は処置の結果並びにその結果に対する対策の樹立に関すること。
- 八 労働者の健康の保持増進を図るために必要な措置の実施計画の作成に関すること。
- 九 長時間にわたる労働による労働者の健康障害の防止を図るために対策の樹立に関すること。
- 十 労働者の精神的健康の保持増進を図るために対策の樹立に関すること。
- 十一 厚生労働大臣、都道府県労働局長、労働基準監督署長、労働基準監督官又は労働衛生専門官から文書により命令、指示、勧告又は指導を受けた事項のうち、労働

者の健康障害の防止に関すること。

(委員会の会議)

第23条 事業者は、安全委員会、衛生委員会又は安全衛生委員会（以下「委員会」という。）を毎月1回以上開催するようにしなければならない。

- 2 前項に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員会が定める。
- 3 事業者は、委員会の開催の都度、遅滞なく、委員会における議事の概要を次に掲げる、いずれかの方法によつて労働者に周知させなければならない。
 - 一 常時各作業場の見やすい場所に掲示し、又は備え付けること。
 - 二 書面を労働者に交付すること。
 - 三 磁気テープ、磁気ディスクその他これらに準ずる物に記録し、かつ、各作業場に労働者が当該記録の内容を常時確認できる機器を設置すること。
- 4 事業者は、委員会における議事で重要なものに係る記録を作成して、これを三年間保存しなければならない。

(関係労働者の意見の聴取)

第23条の2 委員会を設けている事業者以外の事業者は、安全又は衛生に関する事項について、関係労働者の意見を聞くための機会を設けるようにしなければならない。

○ 報告等

火災、爆発など一定の事故が発生したときは、負傷者がいなくても「事故報告書」を提出しなければならない場合があります。また、労働者が就業中に負傷等した場合は、必ずしも労働災害でない場合も、「労働者死傷病報告」を提出しなければならない場合があります。

(報告等)

第100条 厚生労働大臣、都道府県労働局長又は労働基準監督署長は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、事業者、労働者、機械等貸与者、建築物貸与者又はコンサルタントに対し、必要な事項を報告させ、又は出頭を命ずることができる。

- 2 厚生労働大臣、都道府県労働局長又は労働基準監督署長は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、登録製造時等検査機関等に対し、必要な事項を報告させることができる。
- 3 労働基準監督官は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、事業者又は労働者に対し、必要な事項を報告させ、又は出頭を命ずることができる。

【労働安全衛生規則】

(事故報告)

第96条 事業者は、次の場合は、遅滞なく、様式第22号による報告書を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

- 一 事業場又はその附属建設物内で、次の事故が発生したとき
 - イ 火災又は爆発の事故(次号の事故を除く。)
 - ロ 遠心機械、研削といしその他高速回転体の破裂の事故
 - ハ 機械集材装置、巻上げ機又は索道の鎖又は索の切断の事故
 - 二 建設物、附属建設物又は機械集材装置、煙突、高架そう等の倒壊の事故
 - 三 令第1条第三号のボイラー(小型ボイラーを除く。)の破裂、煙道ガスの爆発又はこれらに準ずる事故が発生したとき
 - 三 小型ボイラー、令第1条第五号の第一種圧力容器及び同条第七号の第二種圧力容器の破裂の事故が発生したとき
- (以下省略)
- 2 次条第1項の規定による報告書の提出と併せて前項の報告書の提出をしようとする場合にあつては、当該報告書の記載事項のうち次条第1項の報告書の記載事項と重複する部分の記入は要しないものとする。

(労働者死傷病報告)

- 第97条 事業者は、労働者が労働災害その他就業中又は事業場内若しくはその附属建設物内における負傷、窒息又は急性中毒により死亡し、又は休業したときは、遅滞なく、様式第23号による報告書を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。
- 2 前項の場合において、休業の日数が4日に満たないときは、事業者は、同項の規定にかかわらず、1月から3月まで、4月から6月まで、7月から9月まで及び10月から12月までの期間における当該事実について、様式第24号による報告書をそれぞれの期間における最後の月の翌月末日までに、所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

9 参考資料

(1) 安全推進者についての通達

基発 0328 第 6 号

平成 26 年 3 月 28 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長

労働安全衛生法施行令第 2 条第 3 号に掲げる業種における 安全推進者の配置等に係るガイドラインの策定について

労働安全衛生法施行令(昭和 47 年政令第 318 号)第 2 条第 3 号に掲げる業種(以下「3 号業種」という。)の事業場には、安全管理者又は安全衛生推進者の選任や安全委員会の設置の義務付けがなく、安全管理体制の構築に係る法令的な担保がなされていない。

一方、1 年間に発生する休業 4 日以上の労働災害約 12 万件のうち、その 3 分の 1 を上回る約 5 万件が 3 号業種において発生しており、これら 3 号業種における安全管理体制の構築が急務となっている。

こうした状況を踏まえ、平成 25 年度から平成 29 年度までの 5 年間を計画期間とする「第 12 次労働災害防止計画」においては、3 号業種がそのほとんどを占める第三次産業、とりわけ小売業、社会福祉施設及び飲食店が労働災害削減の数値目標を掲げた重点業種とされており、さらに、平成 25 年 12 月 24 日付けの労働政策審議会の建議「今後の労働安全衛生対策について」においても、「現在の労働安全衛生法において安全管理者又は安全衛生推進者の選任が義務付けられていない業種(その他の小売業、社会福祉施設など)において、安全管理体制の整備が徐々に進められていることから、まずはこうした取組を促進させることとし、事業者に対して国が安全の担当者の配置等を内容とするガイドラインを示し指導を行うことが適当である。」とされたところである。

以上を踏まえ、今般、「労働安全衛生法施行令第 2 条第 3 号に掲げる業種における安全推進者の配置等に係るガイドライン」を別添のとおり策定し、3 号業種における安全の担当者の配置等を促進することとした

ので、関係事業者に周知されるとともに、本ガイドラインに基づく安全管理体制の整備に取り組むよう指導されたい。

また、関係団体に対し、別紙により要請しているので、了知されたい。

労働安全衛生法施行令第2条第3号に掲げる業種における安全推進者の配置等に 係るガイドライン

1 目的

本ガイドラインは、労働安全衛生法施行令(昭和47年政令第318号。以下「令」という。)第2条第3号に掲げる業種に属する事業場において、安全の担当者(以下「安全推進者」という。)を配置することにより、当該事業場の安全管理体制を充実し、これらの事業場における労働災害防止活動の実効を高め、労働災害の減少に資することを目的とする。

2 対象事業場

令第2条第3号に掲げる業種の事業場であって、常時10人以上の労働者を使用するものを対象とする。

なお、第12次労働災害防止計画において労働災害削減の数値目標を掲げた重点業種である以下に掲げる業種の事業場については、特に重点的に本ガイドラインに基づく安全推進者の配置に取り組むものとする。

- ・小売業(令第2条第2号に含まれる各種商品小売業、家具等小売業及び燃料小売業を除く。)
- ・社会福祉施設
- ・飲食店

3 安全推進者の配置等

(1) 安全推進者の要件

安全推進者は、職場内の整理整頓(4S活動)、交通事故防止等、業種の別に関わりなく事業所内で一般的に取り組まれている安全活動に従事した経験を有する者のうちから配置するものとする。

なお、常時使用する労働者が50人を超える事業場や労働災害を繰り返し発生させた事業場については、安全に対する知見を少しでも多く有する者を配置する観点から、以下の者を配置することが望ましい。

ア 安全衛生推進者の資格を有する者(安全衛生推進者養成講習修了者、大学を卒業後1年以上安全衛生の実務を経験した者、5年以上安全衛生の実務を経験した者等)

イ アと同等以上の能力を有すると認められる者(労働安全コンサルタントの資格を有する者、安全管理士の資格を有する者又は安全管理者の資格を有する者)

(2) 安全推進者の配置

原則として、事業場ごとに1名以上配置するものとする。ただし、安全推進者の職務を遂行しうる範囲内において、一定区域内の複数の事業場で1名の安全推進者を配置することとしても差し支えないものとする。

(3) 安全推進者の氏名の周知

事業者は、安全推進者を配置したときは、その氏名を作業場の見やすい箇所に掲示する等により関係労働者に周知するものとする。

4 安全推進者の職務

本ガイドラインの対象業種でみられる災害の多くは、転倒災害、荷物の運搬等による腰痛、階段等からの墜落・転落や交通労働災害など日常生活でも起こりうる性質のものであり、その防止のためには、職場環境や作業方法の改善、安全衛生教育の実施といった安全活動の必要性についての認識を事業者、労働者ともども高める必要がある。

こうした現状を踏まえ、安全推進者は、事業の実施を総括管理する者を補佐して、以下の職務を行うものとする。

なお、事業者は、こうした安全推進者の活動を実効あるものとするために、安全推進者に対して必要な権限を与えるとともに、知識の付与や能力の向上にも配意するものとする。

(1) 職場環境及び作業方法の改善に関すること

(例:職場内の整理整頓(4S活動)の推進、床の凸凹面の解消等職場内の危険箇所の改善、刃物や台車等道具の安全な使用に関するマニュアルの整備 等)

(2) 労働者の安全意識の啓発及び安全教育に関すること

(例:朝礼等の場を活用した労働災害防止に係る意義の周知・啓発、荷物の運搬等の作業に係る安全な作業手順についての教育・研修の実施 等)

(3) 関係行政機関に対する安全に係る各種報告、届出等に関すること

(例:労働災害を発生させた場合における労働者死傷病報告の作成及び労働基準監督署長への提出 等)

(2) 介助等における転倒労働災害の詳細な分析

社会福祉施設の転倒災害について、その特徴と留意点を理解いただくため、厚生労働省発表の「死傷災害データベース（平成24年）」（7ページのデータと同じ）をもとに、次のとおり、「介助中に発生した転倒災害」と「介助以外で発生した転倒災害」に分けて、分析と解説を行いました。

○ 「介助中に発生した転倒災害」

1 施設内

- ①予測しにくい行動、②入浴介助後、③着脱介助等、④ひつかかり、⑤不穏患者対応
- ※③着脱介助等には、「着脱介助」、「入浴介助」、「車椅子⇒車椅子移乗」、「トイレ介助」、「車椅子⇒ベッド」、「ベッド⇒車椅子」、「起き上がり」、「立ち上がり」、「歩行介助（推定）」が含まれる。

2 施設外での歩行介助（利用者の不意の行動による転倒）

○ 「介助関係以外の転倒災害」については、次により分析

- ①滑って転倒、②つまずいて転倒、③引っかかって転倒、④前が見えないなど対応できないことによる転倒、⑤自転車事故、⑥急ぐ状況による転倒

<介助中に起こった転倒災害事例の分析>

1 施設内

① 予想しにくい行動

災害事例	解説
入居者が館内で転倒した。その際、入居者に背を向けて他の入居者の食事介助をしていた職員のエプロンにつかまって倒れ、職員は後ろに引っ張られむち打ち。	<ul style="list-style-type: none">・転倒する際にどこかにつかまる行為自体は、転倒の衝撃を和らげるために重要。今回はその場所が問題だった。介護者は予測していないため、それに対応できることが多い
入浴介助中、入居者の肩部を洗おうとした際、入居者が動いて座ろうとしたため危ないと判断。入居者の後方にいたため、抱きかかる状態でふみ出し、入居者の全体重が股関節にかかり受け身がとれず、しりもちをついた	<ul style="list-style-type: none">・危険防止のためとっさに利用者を支えようと焦り、無理な方法で支えた結果、受傷している。・利用者の不意の行動に対応できず受傷している
風呂場へ向かう通路にて、入浴介助するため利用者の手を支え歩いていたところ、利用者が嫌がるそぶりを見せて介護者に倒れ込んで、膝を強打	<ul style="list-style-type: none">・事前のリスクアセスメントで、できる限り想定し検討しておくことも必要

② 入浴介助後

災害事例	解説
お風呂からリフトチェアに乗った利用者が上がってきて、リフトチェアのまま居室に移動する際、チェアから水が滴り落ち廊下がぬれた。たまたまその近くを歩いていた利用者がおり、転んだら大変と思い安全確保に気持ちがいいてしまい、自分の身体についていかず転倒した。光の加減で水がたまっていることが見えづらい状況だった。	・介護度の高い方の入浴介助後の移動は、着替えを居室で行うことが多いため、廊下などに水滴が落ち、滑りやすい環境が発生する。利用者はストレッチャーにしっかりと固定し安全確保し、一人でストレッチャーを押し、もう一人は後ろでモップで拭きながら移動するなど、後手にしない対策が重要

③ 着脱介助等

分類	災害事例	解説
着脱介助	脱衣所において入浴後の着脱介助中、利用者がバランスを崩し転倒しそうになったため、支えようとしたが支えきれず、利用者の下になり転倒	・着脱介助中、移乗、トイレ介助、歩行介助など状況は様々だが、利用者がバランスを崩した or 脱力した or もたれかかってきた等で、それを支えきれなく一緒に転倒、という事例が非常に多い。特に介護者が下敷きになるような場合が多い
入浴介助	入浴介助中、転倒しそうになった利用者をかばい転倒	・立位補助機、走行器、立位支援装置、リフト利用などにより、立位不安定な利用者に対する安全な対応が必要
車椅子 ⇒車椅子移乗	施設の車椅子から自宅用車椅子への移乗介助中、利用者の正面から脇下に手を入れ、立位を取らせていたところ、バランスを崩し、利用者とともに床に倒れ込んだ	・もともとの移乗動作の方法に問題があったのか(バランスを崩すような何か、またはとっさのときに支えられない等)、もしくは利用者の体格が大きく、介護者が小さく、支えきれなかったかの検討が必要
トイレ 介助	入居者の部屋にてポータブルを使用しトイレ介助。手を脇から通し入居者の体を支え、手でパンツを上げていたところ、バランスを崩し後方に倒れた。	・トイレ介助で立位を取らせながらおむつを上げるなど、利用者もバランスを崩しやすい、また介護者も不
車椅子 ⇒ベッド	居室にて車椅子からベッドに移乗介助中、入居者の体がのしかかってきて抱えたまま介助者後方に転倒	
//	居室にて利用者を抱きかかえ車椅子からベッドに移乗させた際、利用者がバランスを崩し一緒に転倒、利用者の下敷きになった。	
ベッド ⇒車椅子	居室にてベッドから車椅子に移乗介助している際、利用者が急に後方にのけぞったため、倒れないように後方へ荷重をかけたところ、利用者が上になる形で転倒した	

起き上がり	居室にて利用者の起き上がり介助の際、利用者が脱力して倒れ込んできたため後方に一緒に転倒した。	<p>安定な姿勢になりやすいなどの状況は多く発生すると考えられる。コール対応などで行うため人の確保がしづらく、立位を取らせる人とズボンを上げる人が別々の人という風にできない？そのような状況が考えられる中で、より安全な方法とは何か</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安全に倒れるよう誘導することも含め、転倒時の対応も重要
立ち上がり	デイサービスフロアにて椅子に座っていた利用者を立ち上げる際、バランスを崩して転倒。	
"	利用者を前から抱え、支えながら床に立たせようとしたところ、バランスを崩し利用者共々転倒し、腕を床にぶつけた。	
歩行介助(推定)	老健のサービスステーション内にて、利用者がよろけた際、振り返りながら支えようとしたところ、膝に座り込むような状態で崩れ落ちた	
"	夜勤中、声を出して騒ぐ利用者がおり、隣のユニットへ移動しようとしたため宥め制したところ、急に後ろにバランスを崩した。背後から支えたが利用者が体が大きかったため抱えながら一緒に転倒し、腰部を強打	
"	入居者の背中側に回り後ろから両腕で支えていた際、入居者が後ろに倒れ込み入居者と介護者が一緒にしりもちをつくように転倒した	
"	利用者の背中側で両腕で支えていたが、後ろに倒れ込みしりもちをつくように転倒	

④ ひっかかり

災害事例	解説
居室にてベッドから車椅子に移乗介助中、介助者と利用者の足が絡まり体勢が崩れ一緒に転倒	・利用者の足、同僚の足、車椅子のフットレストなどにひっかかり転倒している。
入浴介助後、ストレッチャーからベッドへ移乗する際、職員同士の足が絡まり転倒。利用者が床に落ちない様介護者が下敷きになり足を骨折	
利用者の居室にて、ベッドから車椅子へ利用者を移乗した際、足が車椅子に当たり、バランスを崩し、利用者とともに転倒した	
デイサービス事業所内の浴室にて、利用者を入浴後、車椅子に移乗させていたところ、車椅子に足が引っ掛かり、利用者とともに転倒。	

身障者トイレで排泄介助中、利用者が車椅子から便座に移乗し、介助者が車椅子の反対側へ移動しようとしたところ、車椅子のフットレストにつまずき転倒(単独)	・状況が不明瞭なものについては、力任せの移乗をしていた可能性も考えられる。
居室にて、車椅子に座っていた利用者をベッドに移乗させようとして抱きかかえたところ、全体重が利用者側にかかり、バランスを崩し前に倒れた。その際膝を床に強く打ち骨折。	
食堂にて、車椅子で転倒している入居者を発見し、起こそうとしたところ一緒に転倒、膝を打った。	

⑤ 不穏患者対応

災害事例	解説
内玄関前にて、利用者が出ていこうとしたため、引き留めようとした際、胸ぐらをつかまれ足を蹴られ投げ倒され、背中から床に落ちた	・興奮状態の利用者に対応したときの不意の自己
利用者の夕食後、片付け中、テラスの戸を開け、外に走り去った利用者の後を追いかけ 10m ほど走った際、利用者をつかみ損ね転倒した	・興奮が予測される利用者については、対応の方法をあらかじめ確認しておくことも必要
障害者支援施設ホールにて支援中、利用者から突然腕を強く引っ張られ、後方へ倒れた	
他の利用者を叩いていたため仲裁に入り別の場所へ利用者を連れて行こうとした際、利用者に押し倒され転倒	
夜勤中、入居者が隣部屋に大声を上げながら入ろうとしたため止めた所、介助者を後方へ押して転倒	
廊下に座っていた利用者が興奮気味で扉を消す、怒号などがあったため対面にて落ち着かせようと近づいたところ、両手で押されバランスを崩した。	
居室にてベッドから車椅子に移乗介助中、利用者が大変興奮しており床を両足で強く蹴り、車いすごと後方へ転倒。介助者は後頭部をかばおうと手で保護しながら一緒に転倒	

2 施設外での利用者の不意の行動による転倒

利用者とともに会場外に出た際、自販機を見つけ興奮した利用者が自販機に突進し、それを止めようとしたところもつれてそのまま転倒した。	・急に進んだり方向を変えたり、手を離したり等、不意の行動で対応できず、または焦りなどで転倒したケース
コンビニ駐車場にて移動支援中、腕を組んで一緒に歩いていた利用者がコンビニに入るため強引に引っ張ったため、バランスを崩し転倒	

玄関前の階段で利用者を後ろから支えながら降りていたとき、手で壁にしがみついていた利用者が急に手を離し、利用者が上になった状態で一緒に後方へ転倒	
駐車場へ戻った際、他の送迎車を待つ利用者が乗る車と勘違いし走り出した。それを止めようと下車し止めようとしたところで転倒(単独)	
利用者の自宅玄関のL字外階段にて、利用者を車椅子に乗せたまま玄関を降りる昇降介助を行っていたところ、車椅子の下の部分を持ちながら後ろ向きで玄関を降りていた介助者が、階段を降りてすぐの足場にある高さ 20 cmのコンクリートの壆に踵をひっかけ、後方に転落。	<ul style="list-style-type: none"> ・後ろ向きで階段を降りるのは危険。 ・後ろ向き移動の際の安全な手順を指さし確認
利用者を自宅に迎えに行き、二人介助で利用者を抱きかかえ、家から外へ出たところ、小雨で玄関先は水がたまっており滑りやすく、足を滑らせ尻から転び尾骨を骨折した。	<ul style="list-style-type: none"> ・滑りやすい状況を予測して移乗を実践する必要がある ・後ろ向き移動の際の安全な手順を指さし確認

<介助関係以外の転倒事例>

①

	原因	件	詳細
滑って 転倒	積雪・凍結した地面	42	人を避けようとした、車から降りた直後、雪かき中、夜勤明け
	雨によるぬかるみ	2	
	冷蔵庫の前が凍結してい た	1	
	ぬれた床	66	清掃直後、物を持ち足元が見えない状態、入浴介助中、水 をこぼして、マンホール蓋
	スリッパを踏む	1	

②

	原因	件	詳細
つまず いて転 倒	グレーチング	1	
	段差	31	急いでいて 暗くて
	階段	32	凍結/氷にぬれていで 急いでいて 引っかかって 浴槽内 の階段(清掃中)
	側溝、縁石	7	人を避けようとして、暗くて気づかない 物をもち足元が見 えない
	障害物	8	すのこ、使用後のタオル
	埋め込み式のコンセント	2	
	利用者自宅の物で転倒	4	木材、ゴム製マット、すのこ、シルバーカー
	作業中の物	6	洗濯かご、段ボールなど

③

	原因	件	詳細
引っか かって 転倒	テーブルの脚に足がかかる	1	
	車椅子のハンドブレーキ	1	
	歩行器	1	
	杖	1	
	エプロンがドアノブにひつ かかる	1	
	マット	2	センサーマット
	コード類	15	ナースコールのコード、酸素、掃除機のコード
	同僚の足に接触し転倒	4	

	座布団を踏んで転倒	2	
--	-----------	---	--

④

	原因	件	詳細
前が見えないなど	車から降りた直後	2	

⑤

	原因	件	詳細
対応できないことによる転倒	車に乗る直前	2	
	両手に荷物をもって移動	11	段差 物を持ち足元が見えない状態 洗濯物 買い物
	重いものをもって移動	2	
	突風	2	

⑥

	原因	件	詳細
自転車事故	自転車	19	砂利でハンドルとられる グレーチング 側道からの飛び出し

⑦

	原因	件	詳細
急ぐ状況による転倒	小走り	15	足りない物品を取りに ナースコール シルバーカーが動き出して焦って

社会福祉施設の安全管理マニュアル作成委員会の委員名簿

岩切一幸	(独) 労働安全衛生総合研究所 有害性評価研究グループ 上席研究員
大西明宏	(独) 労働安全衛生総合研究所 人間工学・リスク管理研究グループ 主任研究員
小林繁男	(一社) 日本労働安全衛生コンサルタント会 事務局長、労働安全・衛生コンサルタント
堺田和史 (委員長)	滋賀医科大学 社会医学講座衛生学部門 准教授
萩尾映子	目黒区立特別養護老人ホーム東山 施設長
藤田雄三	(一社) 日本労働安全衛生コンサルタント会 顧問、労働衛生コンサルタント
水戸優子	神奈川県立保健福祉大学 保健福祉学部 看護学科教授

